

「あいち福祉保健医療ビジョン2026（仮称）」（案）パブリックコメントの実施状況について

資料3

実施時期：2020年12月25日～2021年1月23日（30日間）

提出された御意見：12人33件

番号	該当箇所	御意見の概要	県の考え方
1	第1章ビジョン策定の基本的な考え方	<p>SDGs未来都市に選定されていることについて ・どの分野にあたるかが分かるようにマークを付けていただければわかりやすい。</p>	御意見を踏まえ、関連するゴールのアイコンを記載しました。
2	第2章健康福祉を取り巻く社会情勢の現状・展望	<p>福祉・介護の分野では他の業種に比べ、デジタル化が遅れているとよく言われます。いまだに紙媒体をベースとした事務処理が行われ、事業所間でもFAXを使った連絡が行われている状況があります。人材が不足する今、業務のスリム化は急務であり、これには愛知県としてのデジタル化を一層推進するような取り組みが必要であると考えます。</p> <p>現在、新型コロナウイルスの影響により実施されている、令和2年度障害者総合支援事業費補助金（新型コロナウイルス感染症対策に係る特別事業分）には、「障害福祉サービスにおけるテレワーク等導入支援事業」があります。今後、これに準ずる形で、事業所間での連絡調整を簡易化するソフトの導入や、支援記録等を入力するためのタブレット端末等の購入費用の助成などが実施されることを期待しています。</p> <p>これらを踏まえ、福祉関係のすべての分野に横断的に対応できるこの計画において、ぜひデジタル化推進の方向性を強く打ち出してくださいたいです。</p> <p>関連：19ページ【先進的技術の革新】</p>	<p>情報通信を始めとする技術革新は、福祉・保健・医療分野にも大きな変化をもたらすことが期待されており、その活用は非常に重要な課題と考えています。これまでの「次期あいち健康福祉ビジョン策定検討委員会」のなかでも、ICT活用の必要性についての御意見をいただいており、全分野を通して可能な取組を記載しています。</p> <p>なお、最終案では、「第4章主要な施策の方向性 第2節安心・安全なくらしを支えるサービスの充実 4障害者支援」に、「遠隔診療や情報ネットワークを活用したスマートホスピタルの推進等」について追記しています。</p>
3	第3章 基本的視点	3章基本的な視点の「視点1～3」については、大切な視点と考えるが、「視点4」の適切な役割分担と連携において、行政機関とそれ以外の機関が同格に位置づけられているが、本来住民の権利保障は国と地方自治体の責務なので、2つ目の○「そのためには、市町村・県・国の行政機関を中心に、」というように行行政機関の位置付けを明確にすべき。その関連で、23Pの最後の○「～個人として尊重され、安心して地域で生活できるよう、国及び県の施策の充実に向け取り組むとともに、地域で支え合う～」といった趣旨を盛り込んでほしい。	<p>行政機関だけでなく、多様な主体が地域づくりの主体であるとの認識から並列の記載としており、それにより行政機関の責任が軽減するものではないと考えますが、行政機関には、各機関の連携や役割分担の中核となることが求められていることから、御意見をふまえ、p21視点4の2つ目の○を「そのためには、市町村・県・国の行政機関をはじめ、…」とします。</p> <p>また、御意見をふまえ、p23の最後の○は、「第3章基本的視点」の冒頭と同様に、「<u>福祉・保健・医療サービスのより一層の充実を図りつつ、多様な主体が参画し、地域を共に支え合う…</u>」とします。</p>

番号	該当箇所	御意見の概要	県の考え方
4	第4章主要な施策の方向性 第1節共に支え合う地域づくり	p24の1行目について、p25の3つ目の○の文章に合わせて「～保健・医療・福祉・教育・労働等の～」に修正した方が良いと考えます。教育が抜けていること、就労になっているが、就労だけでなく労働環境なども含むので。	御意見をふまえ、p24の一つ目の○については、「…福祉、保健、医療、教育、労働等の…」としました。あわせて、「第4章主要な施策の方向性 第2節全身・安全なくらしを支えるサービスの充実 4障害者支援」の冒頭部分（p79の6つ目の○）においても、「福祉、保健、医療、労働、教育、文化芸術等…」としました。
5	第4章主要な施策の方向性 第1節共に支え合う地域づくり	p27の生活困窮者への支援に関して、「貧困の連鎖を防ぐため」には、「生活困窮世帯の子どもへの支援」として、県はNPOの活動支援のみならず医療費無償化の対象拡大など具体的に取り組む方向性は明記した方が良いと考えます(関連；p43・44の経済的負担軽減)。	本県では、困難な環境にある子どもに係る経済的支援の推進として、手当の支給やひとり親家庭等に対する修学資金等の貸付け、医療費の助成等を実施しており、これらを含め、「第4章主要な施策の方向性 第2節安心・安全なくらしを支えるサービスの充実 1子ども・子育て支援 (3)配慮が必要な子ども・子育て家庭への支援」で、子どもの貧困対策やひとり親家庭への支援の施策の方向性を記載しております（ビジョンでは主な施策の方向性を記載することとしており、個々の事業については個別計画に委ねています）。
6	第4章主要な施策の方向性 第1節共に支え合う地域づくり	p31の「人権教育」に関しての1つ目の○の最後に「子ども自身が権利の主体であり、自由に自分の意見を表明できることを保育・教育の場で普及ていきます」と追記してください。校則や保護者や教師等による虐待等について、子ども自身が意見表明しやすい環境が求められるからです(関連；p32虐待防止、p33DV防止)。	児童福祉法においては、福祉を等しく保障される権利を有することや、児童の意見が尊重されその利益が優先して考慮されること等は、児童福祉の推進にあたって、常に尊重されなければならないとされており、「愛知県子どもを虐待から守る条例」においても、子どもの人権の尊重を基本理念として掲げています。 これら法、条例の理念に基づき、子どもが権利の主体であることを尊重しながら、子ども・子育て支援に関する施策を実施してまいります。

番号	該当箇所	御意見の概要	県の考え方
7	第4章主要な施策の方向性 第1節共に支え合う地域づくり	<p>情報発信や普及啓発に関する事業を行う場合に、最も大事なことは、多くの人の目に触れることです。ポスターやチラシを掲示したり、イベントを開催したりすることも一つの取組みではありますが、興味を持たない人にとってはただの風景にすぎません。効果的に発信をするためには、内容はもちろんですが、「誰が」発信するのかということも大切です。</p> <p>ここで活用できるのが、YouTuber等をはじめとしたインフルエンサーです。近年勢いがある彼らを活用し、そのファンに訴えかけるのは非常に効果的です。</p> <p>例えば、チャンネル登録者数が420万人のYouTuberヒカルさんの『赤い羽根共同募金に2172万円寄付してきました』という動画をご覧いただいたことはあるでしょうか。この動画では、社会福祉法人北海道共同募金会の担当者が赤い羽根共同募金の制度の説明を行った上で、実際にヒカルさんが募金を行い、チャンネル登録者に募金を呼びかけるという内容になっています。私もこの動画を機に募金を行いました。</p> <p>これらを踏まえ、情報発信や普及啓発に関する事業を行う際には、既存の枠組みに捉われない新たな発想を持ってチャレンジしていただきたいです。</p> <p>関連：37ページ【共に支え合う意識の醸成】</p>	<p>You TubeやSNSを始め、情報発信手段が多様化しており、福祉・保健・医療分野でも、SNSや動画の活用等による情報発信を行っています。御意見を参考に、引き続き、効果的な情報発信に努めてまいります。</p>
8	第4章主要な施策の方向性 第2節安心・安全なくらしを支えるサービスの充実 1子ども・子育て支援	<p>小児医療・周産期医療体制の整備について：少子化になってはいますが、医療の高度化により小児医療領域の専門性も非常に高くなっています。大学病院、地域中核病院も含めて各地域の偏重をなくし、また医療スタッフの負担を減らすためにも人員を含めた整備について検討いただきたく思います。現在は周産期医療では特に母体管理の重要性が強くなっていますが、母子ともに対応できる総合周産期母子医療センターが中心となっての整備がすすむと良いと考えます。</p>	<p>2021年1月末現在、総合周産期母子医療センターは7か所、地域周産期母子医療センターは13か所で指定等し、ハイリスク分娩等に対応しています。</p> <p>総合周産期母子医療センターでは、母体又は児におけるリスクの高い妊娠に対する医療、高度な新生児医療等の周産期医療や、産科合併症以外の合併症を有する母体への医療など、最重篤患者に対し医療を提供します。</p> <p>地域の実情に応じた周産期医療体制の整備に関しては、愛知県周産期医療協議会にて検討及び協議を行ってまいります。</p>

番号	該当箇所	御意見の概要	県の考え方
9	第4章主要な施策の方向性 第2節安心・安全なくらしを支えるサービスの充実 1子ども・子育て支援	褥婦の支援について：母と出生した児の関りを強め育児不安を軽減する取り組みをさらに支援する必要があると現場では感じています。産後ケア入院といった制度も整備されてきておりその効果も感じますが、保健師の介入は必要ではありますが乳児健診の公費券のように産後ケア入院をさらに手軽に利用できるような仕組みが望ましいと思っています。	御意見の通り育児不安を軽減し、安心して子育てができる環境整備として、産後ケア事業の普及が重要と考えています。県として市町村が体制整備できるよう引き続き支援してまいります。
10	第4章主要な施策の方向性 第2節安心・安全なくらしを支えるサービスの充実 1子ども・子育て支援	母乳育児支援について：母乳育児支援も母と児の関りを強める取り組みと考えます。現在、厚生労働省の研究事業で母乳バンクについての調査が行われています。母乳バンクは特に非常に体重の小さな新生児（出生体重1500g未満の極低出生体重児）に対して母乳の分泌が不十分な時期であっても極低出生体重児の病気を減らす効果のあるドナーミルクが届けられるようにする取り組みですが、この取り組みが出生直後に母乳分泌がすすまず不安な思いをされているお母さんの支援になることも分かっています。厚労省の研究事業の結果にそっての地域のとりくみが必要になってくると考えます。	御意見のとおり、厚生労働省の研究事業にて、母乳バンクについての調査研究が2020年度から3年程度の予定で行われております。この研究事業においては、ドナーミルクの効果の検証と全国の施設への提供可能なモデルの構築のための検討がなされることですので、県としても注視し、適切に対応してまいります。
11	第4章主要な施策の方向性 第2節安心・安全なくらしを支えるサービスの充実 1子ども・子育て支援	p42子ども・子育て家庭への支援の2つ目の○「母子保健サービスの充実を図るため、県は市町村を支援すること」が、p44の全家庭訪問や子育て世代包括支援センターの充実強化あれば、保健所配置状況の見直し、保健師の増員を掲げてほしい。※新型コロナで非常事態宣言を出した都府県は人口10万人当たりの保健師数が最低ラインにあり、愛知県も低い状況ですから。	家庭訪問や子育て世代包括支援センターにおける保健師の役割は重要であると認識しておりますので、引き続き市町村に対し伝えてまいります。なお、保健所の設置については、地域保健法に規定されており、本県では、原則二次医療圏ごとに1か所の設置という基準に基づき、適正か所に設置しておりますが、今後も諸状況を踏まえながら適正設置に努めてまいります。

番号	該当箇所	御意見の概要	県の考え方
12	第4章主要な施策の方向性 第2節安心・安全なくらしを支えるサービスの充実 1子ども・子育て支援	<p>はぐみんプランでも同様に多胎育児家庭に対しての施策が述べられている。多胎育児の困難さが行政として認識されつつあり、今後地域全体でも困難さの理解が共有できる地域へと進化して行ける仕組みの構築が期待される。</p> <p>多胎児家庭は単胎児家庭より外出困難が生じやすく、社会的つながりが弱くなる可能性をもつが、多くは妊娠期に自分が“社会的孤立に陥る”ことに気づいていないのではないか。その理由としては、多胎育児の困難さの社会的な共有が充分でないことが挙げられ、出産後の疲労感、不安感、孤独感による想像との乖離を感じる育児者は多く存在する。</p> <p>これらの解決策には妊娠前から多胎育児に関する正しい情報を提供する場が必要であり、育児期ではなく、妊娠期早期での地域における介入ではないか。</p> <p>多胎児の約7割が低出生体重児であり、長期にわたるNICUでの入院生活や成長の遅延、経管栄養など特に乳幼児期に多様な子育て状況が発生する家庭が多く存在し、加えて単胎児家庭では起こらない成長の比較が不安を引き起こす。このような状況ののち、社会資源の情報や支援手続きを提供するよりも、多胎妊娠者すべてが社会的つながりが弱くなる存在だと仮定し支援を行うことで初めて切れ目のない支援につながるのではないか。</p> <p>したがって、市町村の専門職を対象として正しい多胎育児に関する情報提供の場を設けることが望まれる。特に乳幼児家庭への全戸訪問に対しては、不安を感じやすい乳幼児期の多胎児家庭に関して具体的な地域に応じた社会資源を提供できる等研修の充実が必要ではないか。また、令和3年度に国では多胎育児家庭へのアウトリーチの充実が継続事業として予算化されている。社会全体で「いかに」アウトリーチを行うかをより一層具体的に示す時期にあるのではないか。地域に応じた多様な社会資源を“提供する人”、“求めている人”への適切な支援時期や具体的な内容、その切り口を設定することで、より一步踏み込んだ支援となり、それが継続した支援につながって行くことを期待している。</p>	<p>ビジョン及びはぐみんプランに記載のとおり、多胎児家庭では、多胎児ならではの困難さがあり、その育児負担の軽減に向けた支援の必要があると認識しており、ビジョンでは、多胎児を含む「様々なニーズ」「多様な保育ニーズ」に対する支援を位置付けております。</p> <p>御指摘の妊娠期早期からの支援や、全戸訪問等のアウトリーチ支援については、御意見をふまえ、p44の3つ目の○を「<u>市町村が妊娠届時に把握した妊婦の抱える不安等を早期の支援につなげ、子育てに関する不安や多胎育児家庭の孤立感や不安の軽減を図れるよう、保健師や助産師等による乳児家庭への全戸訪問や養育支援訪問等の市町村における取組を支援とともに…</u>」としました。</p>

番号	該当箇所	御意見の概要	県の考え方
13	第4章主要な施策の方向性 第2節安心・安全なくらしを支えるサービスの充実 1子ども・子育て支援	p47の2つ目の○について 「○ 本県の子どもの貧困率は5.9%*（2016年）となっており、保護者の所得が低い家庭ほど、子どもの学習習熟度や進学意欲が低いことや、孤食になりがちであるなどの課題も指摘されています。また、ひとり親家庭の保護者は、子育てと生計の担い手を一人で担っており、生活面や経済面、精神面で困難を抱えることも少なくありません。保護者への支援とあわせ、学習面や孤立の防止など、子どもへの支援が必要となります」とあるが、 ・これが最新のデータになるのですか。ちょっと古すぎるデータでは。 ・文末「必要となります」とあるが、では、どうするのかが書かれていません。	子どもの貧困率については、国において3年ごとに公表されていますが、都道府県別の数値は示されていません。本県では、2016年以降、調査は実施しておりませんが、現在、国において子どもの生活状況調査が実施されており、今後、国の調査を活用して子どもの貧困の状況を確認してまいります。 御指摘のページは、「現状と課題」を記載した箇所であり、これに対応する「主要な施策の方向性」についてはp49に記載しており、子どもの学習機会や居場所の確保、子ども食堂への支援、ひとり親家庭の保護者への自立支援等、子どもの貧困対策やひとり親家庭への支援を推進してまいります。
14	第4章主要な施策の方向性 第2節安心・安全なくらしを支えるサービスの充実 1子ども・子育て支援	p48下部に、テーマに沿った図、表、イラストなど何か入りませんか。	分かりやすく見やすいビジョンとなるよう、全編を通して、図やイラスト等を掲載いたしました。
15	第4章主要な施策の方向性 第2節安心・安全なくらしを支えるサービスの充実 1子ども・子育て支援	p49の1つ目の○について 「○ 市町村等と連携し、生活困窮世帯等の子どもの学習機会や居場所の確保を図るとともに、スクールソーシャルワーカー※の配置により子どもの貧困対策のプラットフォームである学校の体制を強化します。」とあり、文末に「強化します」とあるが、具体的な策は？	国において2019年11月策定された「子供の貧困対策に関する大綱」において、学校は「地域に開かれたプラットフォーム」として位置付けられており、市町村に対して、スクールソーシャルワーカー等による教育相談体制の整備や、各市町村の福祉部局や教育部局等の連携強化を働きかけるとともに、県立高等学校や県立特別支援学校でもスクールソーシャルワーカーの適切な配置を進め、学校を窓口とした福祉関連機関との連携を図っています。
16	第4章主要な施策の方向性 第2節安心・安全なくらしを支えるサービスの充実 1子ども・子育て支援	p49最後の○について 「○ 愛知県要保護児童対策協議会※の開催等を通じて、福祉、保健医療、教育、警察などの関係機関とのネットワークを強化します。」とあるが、各地域の要保護児童対策協議会との連携は明記しないのですか。	市町村が設置する要保護児童対策地域協議会には、関係する児童相談センターも参画しておりますが、同協議会は、支援を必要とする子どもや家庭についての情報を共有・集約する場として重要な役割を担っており、その機能強化を図る必要があるため、p49（児童虐待対策の推進）の2つ目の○を「…市町村の子ども家庭総合支援拠点の設置拡大への支援、要保護児童対策地域協議会への支援等により、市町村の相談支援体制の充実強化を図ります」としました。

番号	該当箇所	御意見の概要	県の考え方
17	第4章主要な施策の方向性 第2節安心・安全なくらしを支えるサービスの充実 1子ども・子育て支援	p50に「また、市町村と連携したオレンジリボン・キャンペーンを通して、保護者や県民に児童虐待問題や相談窓口の周知を行い、社会全体で児童虐待に対応していくための機運の醸成を図ります。」とあるが、図るだけでなく、実効のある施策に取り組んでほしい。	児童虐待防止や早期発見・早期支援のためには、相談窓口を広く周知し、不安を感じている保護者を早期に相談・支援につなぐことや、虐待の可能性に気づいた人がためらわずに通告できる環境づくりが必要であり、そのためには、社会全体の機運を醸成し、県民一人ひとりが意識を持つことが重要となります。あわせて、ビジョンp49-50に記載のとおり、児童相談センターの体制強化、市町村への支援、社会的養育の体制整備等を推進するなど、実効性のある施策に取り組んでまいります。
18	第4章主要な施策の方向性 第2節安心・安全なくらしを支えるサービスの充実 1子ども・子育て支援	p50下部に、テーマに沿った図、表、イラストなど何か入りませんか。	分かりやすく見やすいビジョンとなるよう、全編を通して、図やイラスト等を掲載いたしました。
19	第4章主要な施策の方向性 第2節安心・安全なくらしを支えるサービスの充実 2健康寿命の延伸	p51「2健康寿命の延伸」5つめの○の文に下線部分の追加修正。 ○すべての県民が生涯を通じて、健康でいきいきと過ごしていくためには、 <u>一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組むセルフケア・セルフメディケーションの意識の醸成に加え、</u> 疾病の早期発見や重症化予防、社会全体でサポートする仕組みが必要であり、「健康長寿あいち」の実現を目指し、生涯にわたる健康づくりの取組を推進していくことが必要です。 (理由) p52「(1) 生活習慣の改善による健康づくり」に繋げるためには、「一人ひとりの主体的な健康づくり」ではなく、より具体的に「一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組むセルフケア・セルフメディケーションの意識の醸成」を社会全体でサポートする仕組みが必要と考える。	「一人ひとりの主体的な健康づくり」に、セルフケアやセルフメディケーションも含まれるものと考えており、引き続き、生活習慣の改善による健康づくり、疾病予防・重症化予防、フレイル予防・介護予防等を通して、生涯を通じた健康づくりの取組を推進してまいります。

番号	該当箇所	御意見の概要	県の考え方
20	第4章主要な施策の方向性 第2節安心・安全なくらしを支えるサービスの充実 2健康寿命の延伸	<p>県独自の受動喫煙防止条例の制定により、タバコ対策+受動喫煙防止の推進・徹底が不可欠です。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 健康寿命、健康づくりにとって、タバコ対策+受動喫煙対策は極めて重要で、重症化予防、費用対効果も高いものがあります。 2. 貴県におかれても、独自の受動喫煙防止条例の制定により、受動喫煙防止の推進・徹底、および未成年や妊娠中をはじめとする喫煙防止・禁煙支援が必要かと思います。 <ul style="list-style-type: none"> ・禁煙の飲食店も店頭表示を義務づけ ・子どもの利用する、観覧場、運動施設、動物園、植物園、遊園地、公園などは全て全面禁煙 ・未成年者や妊婦の喫煙対策 ・子どもの時から「初めからタバコを吸い始めないことの大切さを伝える」教育、啓発が大切で不可欠。 3. 小規模飲食店の禁煙化助成、禁煙治療費の助成、「健康づくりや子ども支援基金」の新設もご検討ください。 4. 食べログによる全面禁煙店の%ランキングでは、愛知県内の常滑市、日進市、長久手市は40%を超えるなど、全国的にも先進的です。これら各市と保健所がタバコ対策+受動喫煙対策に尽力されている結果なのでしょうが、県レベルにおいても上記1~3項を含め、いっそうの重点施策をよろしくお願いします。 5. 愛知県議会には喫煙専用室があり、貴県内の一宮市議会、豊田市議会、東海市議会にも喫煙専用室が残っているようです。コロナ禍の終息は見通せませんが、喫煙所は人が密集する三密で、感染拡大のリスクが大きいです。加えて、喫煙者は感染しやすく、重症化のリスクが高くなります。 <p>県議会・市議会の喫煙所の閉鎖・廃止は、健康寿命・健康づくりに不可欠のはずですし、率先垂範のためにもよろしくお願いします。</p>	<p>改正健康増進法の趣旨である「望まない受動喫煙」をなくすこと、受動喫煙による健康影響が大きい子ども、患者等に特に配慮すること、施設の類型・場所毎に対策を実施することなどの実現に向けて、引き続き改正健康増進法の周知・徹底に取り組んでいきます。</p> <p>また、「地域喫煙対策推進事業」として、未成年者や子どもへの影響の大きい父母等に対するたばこの害や受動喫煙などに関する知識の普及や、市町村や企業の健康管理担当者等、たばこ対策を実践している指導者を対象とした研修会を開催しており、これらの取組を通じて、たばこ対策の推進を図ってまいります。</p> <p>なお、愛知県議事堂内の喫煙専用室については、厚生労働省の定める基準を満たす措置を行った上で、設置しております。また、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、喫煙専用室内にアルコール消毒液を備置することや、3密回避の注意啓発チラシを掲示する等の対応をしております。</p>

番号	該当箇所	御意見の概要	県の考え方
21	第4章主要な施策の方向性 第2節安心・安全なくらしを支えるサービスの充実 2健康寿命の延伸	p55の特定健診が開始されて10年以上が経過しているが、疾病予防につながっていないように思われる。p60にあるように、メタボ対策よりフレイル・介護予防への転換を急ぐ必要がある。65歳からの健診項目の内容を見直ししてもよいのでは。	特定健康診査については、「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（厚生労働省令第157号）」に基づき実施されていますので、今後の同基準の改正の動向を注視していきます。
22	第4章主要な施策の方向性 第2節安心・安全なくらしを支えるサービスの充実 2健康寿命の延伸 3医療・介護提供体制の確保	地域包括ケアシステム構築の取組においては、食育の分野の政策、機能、人材との連携、合体のもとで推進するという施策が必要ではないでしょうか。 核家族化、高齢化の社会にあっては、高齢者のみ世帯の増加をもたらし、そのような方々の食生活の貧弱化が気になるところです。生活構築や社会参加、購買についての意欲が衰退し、孤立をうみ、寂しさの日常化とともに社会から忘れられてしまう。そのような方々の健康保持に寄与し、社会との接触機会を作り、見守りの機能を持つ、「子ども食堂」ならぬ「じいばあ食堂（高齢者対象サロン）」の開設等が意味を持つと思います。住民の健康と幸福づくりに資する、とても大切な取組であると思います。 加えて、高血圧や糖尿病等の生活習慣病予防や改善に役立つ調理や食事の指導、また家庭でできる介護食講座、飲酒コントロール、長寿食の研究や普及等、高齢者食育のニーズがとても高くなっていると思います。 食育分野には、住民の食育と健康増進に寄与するボランティアである食育推進ボランティアや食生活改善推進員（ヘルスマイト）の活動があります。地域包括ケアシステムにおいては、老人クラブや自治会、ボランティア、NPO等の地域の団体や人々の参加が求められており、ここに食育分野のボランティアが加われば、その経験や知恵を活かした有意義な体制ができるのではないかと思います。	食や健康づくりに関するボランティアについては、「第4章主要な施策の方向性 第2節安心・安全なくらしを支えるサービスの充実 2健康寿命の延伸(1)生活習慣の改善による健康づくり」において、生涯を通じた健康づくりでのボランティア等との連携について位置付けております。 御指摘のとおり、地域包括ケアにおいては、高齢者の健康づくり・介護予防の取組が重要であり、ビジョンでは、「第4章 第2節 2 (3)フレイル予防・介護予防」で、フレイル予防・介護予防のためには、食生活の改善（低栄養の予防）や社会とのつながりが重要であるとし、サロン的な役割も担う「通いの場」の創出や、食べるために必要な口腔機能の維持のための関係機関の連携等について、位置づけております。
23	第4章主要な施策の方向性 第2節安心・安全なくらしを支えるサービスの充実 3医療・介護提供体制の確保	p63の不要不急な救急車利用については、救急車の有料化も検討、実施すべき。不要な119番を減らすために県救急医療情報センターの活用を広めていく必要がある。	救急車の適正利用については、本県及び消防本部等で、県救急医療情報センターの活用については本県及び市町村等で、これまで呼びかけてまいりました。今後も引き続き、救急車の適正利用や県救急医療情報センターの啓発等に取り組んでまいります。

番号	該当箇所	御意見の概要	県の考え方
24	第4章主要な施策の方向性 第2節安心・安全なくらしを支えるサービスの充実 3医療・介護提供体制の確保	② p66「地域包括ケアシステムの姿」の図を別紙の「平成28年度版厚生労働白書」の図にしていただきたい。 (理由) 図の左上「医療」に地域包括ケアの担い手である「歯科医療」「薬局」が記載されていない	御意見をふまえ、図を修正しました。
25	第4章主要な施策の方向性 第2節安心・安全なくらしを支えるサービスの充実 3医療・介護提供体制の確保	新型コロナ対策が感染拡大の速度に対応が追いつかない。各病院間で医師・看護師の派遣・往来を柔軟に認め、疾患対応にあたる体制作りが必要。	医師が新型コロナウイルスに感染した場合は、地域の医療提供体制を確保できるよう、ウイルス感染した医師が勤務する病院における代替医師を確保する事業を実施しています。 また、医療機関でクラスター等の院内感染により、看護師が感染し、休業となった場合も、公益社団法人愛知県看護協会より看護師を派遣する事業を実施しています。
26	第4章主要な施策の方向性 第2節安心・安全なくらしを支えるサービスの充実 3医療・介護提供体制の確保	DCATについて (p76) ・避難所への取組の推進はどのようなものでしょうか。 ・DMAT、DPATなどのように、要員確保で研修会開催がされていますでしょうか。	ビジョンでは、「p77で「愛知DCATチーム員の人材育成を図り避難所への派遣体制を強化するなど、災害時における福祉提供体制の推進を図ります」としております。 基礎研修、スキルアップ研修、発展研修の段階に応じた研修の開催や、実地訓練等を通して、DCATチーム員を養成するとともに、チーム派遣に必要となる資機材の整備等により、平時からDCATの派遣体制の整備を図ることで、災害時における避難所への支援活動の推進を図ってまいります。
27	第4章主要な施策の方向性 第2節安心・安全なくらしを支えるサービスの充実 4障害者支援	小児慢性特定疾病日常生活用具支給について：難病への支援はすすんでいるようになりますが、まだまだ地域によって支給の格差があるかと思います。少しでも格差が改善されることを望みます。	毎年各市町村の取組状況を調査し、市町村へ還元しております。今後も格差が改善されるよう、市町村に対し適宜働きかけを行っていきます。

番号	該当箇所	御意見の概要	県の考え方
28	第4章主要な施策の方向性 第2節安心・安全なくらしを支えるサービスの充実 4障害者支援	p84障害のある児童への支援に関して3番目の○児童発達支援センターの充実の最後に、厚生労働省が推進する「育てにくい子」への子育て支援を母子保健と協力して進め、障害と診断される前の「気づきの支援」に取り組む。そのためにも契約前の療育支援に取り組むための県の補助制度を検討してください。 ※半田市、大府市等が取り組んでいます。	障害児等療育支援事業において、市町村を通じ、障害児や障害と診断される前の発達が気になる子ども及びその御家族からの相談を受けるとともに、療育等の支援をおこなっております。 障害の早期発見（気付き）、早期支援については、地域の保健・医療・福祉・教育等の連携体制のもと、市町村の支援につなげていくことが肝要と考えております。市町村において、連携体制の整備が図られるよう、県関係課の連携を図ってまいります。
29	第4章主要な施策の方向性 第2節安心・安全なくらしを支えるサービスの充実 4障害者支援	難聴児の対応、施策について (p85) ・視覚障害児対応の対応、施策がなされていないように感じます。なされているならば、公開を希望します。	視覚障害児を始め障害のある児童の支援・教育の推進にあたっては、児童一人ひとりの障害の状況、個々のニーズに応じた適切な支援・教育を推進していくことが重要と認識しております。 視覚障害児教育においてより専門的な支援・指導が地域の小中学校でも行うことができるよう、特別支援学校と小中学校が連携し視覚障害の児童生徒を対象としたモデル事業を実施しています。
30	第4章主要な施策の方向性 第2節安心・安全なくらしを支えるサービスの充実 4障害者支援	病気や障害を抱えた子どもの保育園や療育、学校の受け入れについて：呼吸器など重症度の高い児は受け入れ先がない、軽症であっても理解が得られず受け入れを拒まれる、といったことがあります。保育園や学校などの理解がすすみ、また受け入れるための看護者の配置などをすすむことを望みます。	保育所等における障害児受入体制の整備や、日常的に医療的ケアを必要とする児童生徒が在籍する特別支援学校への看護師の配置、保育士や教員の資質の向上等、幼児期から学齢期まで子どもの発達段階に応じた教育や支援を実施してまいります。
31	第4章主要な施策の方向性 第2節安心・安全なくらしを支えるサービスの充実 4障害者支援	国においては、障害のある人の文化芸術活動の充実や社会参加の促進に向けて、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が制定された中、愛知県では障害者アート展「あいちアールブリュット展」を毎年、開催され、年々、盛り上がりを見せています。 全国的に障害者のアートへの関心が進む中、全国には常設の障がい者美術館が7ヵ所ありますが、愛知県には、未だ常設の障がい者アート美術館がありません。 障害のある人が活躍できる機会と社会参加をめざす愛知県において、アートを通じて、地域共生社会の実現に向けた常設の障害者美術館の建設をめざしてはどうでしょうか。	障害のある人の芸術活動については、ビジョンでも「障害のある人の社会参加はもとより、障害の有無を越えた地域の交流の機会」としており、御意見のとおり、地域共生社会の実現に向けて大きく寄与するものと認識しております。 本県では、関係団体や障害者施設等の御支援・御協力をいただきながら、「あいちアール・ブリュット展」を始め、障害のある人のアート活動に関する事業を実施してまいりました。御意見も参考にしつつ、引き続き関係する皆様と連携しながら、障害のある人のアート活動を推進してまいります。

番号	該当箇所	御意見の概要	県の考え方
32	全般	<p>「共に支え合う地域づくり」、「安心・安全なくらしを支えるサービスの充実」</p> <p>の一環として、普段私たちの生活に密接している道路・歩道を緑陰（街路樹）のあるコミュニティーロードへとしていく政策を取り入れてほしいです。よろしくお願いします。</p> <p>理由は、近年、毎年猛烈な暑さで、夏場の道路アスファルト面の高温により、歩行者にとってとても危険な状態です。豊田市では熱中症で子どもが亡くなる事故も起きており、移動手段を徒步しか持たない交通弱者にとって、道路の暑さ対策が必要です。</p> <p>また、健康促進について、ウォーキングやランニングはとても効果があると実証されており、多くの人が気軽に取り組める方法です。木陰がある道が増えれば、より取り組みやすくなり、健康寿命を上げる効果にもなると思います。</p> <p>歩道を使用する人、近隣住民への排ガス緩和にもなります。環境政策として、自動車の排ガス規制が取り組まれて昔より空気はよくなっていますが、車の使用頻度も台数も多いので、体にも環境にも良くないです。</p> <p>夏場の猛暑時は、今ある道路の多くは日陰がなく家にこもりがちになりますが、木陰があれば、家から近くのスーパーやその他の店など、徒步や自転車などで出かけることができます。すなわち、生活の一部として徒步で出かける回数が増えれば、環境にもやさしく、自然と健康増進にもなります。</p> <p>観光地や人気のある住宅地、人が良く集まる場所、出かけたくなる場所は、緑との調和がとれた街であることが多いと思います。私たちの住む未来の街、その子どもたちのためにも、このような取り組みを推進していただきたいです。</p> <p>地域の人の交流・健康増進・持続可能な社会への取り組みとしてとらえ、道路課や自然課など他の部署も絡んでくる話だと思いますが、ぜひ分野を超えて、連携し効果的に実際に取り組んでください。</p>	<p>道路緑化は、道路景観の向上、沿道環境の保全および歩行者、運転者の安全かつ快適な道路利用を促進するとともに、あわせて、良好な都市環境を形成することを基準に設置しています。引き続き、より地域や利用者にとって好ましい道路緑化となるよう、取り組んでまいります。</p>
33	全般	<p>79ページは下段に用語説明があり、施策の文が読み取れました。専門用語は難解で、最後に一括列挙は分かりにくいで。下段に白紙があるなら、説明があると分かりやすいです。</p>	<p>用語集的な意味合いも含めて、巻末に一覧としています。 (79ページについては、用語説明ではなく補足説明として記載しています。)</p>